

Q：私は歯科医院を経営している個人開業医です。年間の消費税の課税売上高（自賠責・労災以外の自由診療収益等）が1,000万円超5,000万円以下のため「簡易課税制度」を選択適用し、毎年消費税の申告・納税をしています。近い将来、歯科医師として私の歯科医院で勤務している子（収入は給与所得のみで他に事業所得・不動産所得等は無い。）に事業を承継してもらうことになると思いますが、実際に事業承継する際に消費税法上どのような手続きが必要になるか、お教え願います。

### 1. 前院長の廃業手続き

前院長が消費税の免税事業者でなければ、前院長の納税地を所轄する税務署長に「事業廃止届出書」の提出が必要となります。また、簡易課税制度を選択適用されていたので、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」の提出も必要となります。なお、当該不適用届出書に「事業廃止の旨」を記載した場合には、前述の「事業廃止届出書」の提出は不要です。

### 2. 承継者の開業手続き（生前の事業承継）

生前の事業承継であれば、承継者は最初の2年間は免税事業者となるため、事業承継のタイミングでは義務的に行う手続きはありません。承継者の前年・前々年の課税売上高（自賠責・労災診療費を除く自由診療収益、事業用建物・動産の売上・賃料等）がゼロであるためです（\*）。

なお、事業を生前承継した年に多額の設備投資が予想され、消費税の還付を受けられる見込がある場合は、「消費税課税事業者選択届出書」をその年（設備投資を行った年）の末日までに所轄税務署長に提出した方が税務上有利な可能性があります。

ただし、平成22年4月1日以降に「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、一の取引の単位の価額（税抜）が100万円以上の建物・付属設備・構築物・車両・工具器具備品等を取得した場合には、その後3年間は免税事業者になることや簡易課税を選択することができなくなっていますので、事前に十分な納税シミュレーションを行う必要があります。

#### **（\*）消費税の納税義務の判定**

消費税では、その課税期間の基準期間における課税売上高（個人事業者の場合は原則として前々年の課税売上高）が1,000万円以下の事業者は、納税の義務が免除されます。ただし、平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度については、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（個人事業者の場合はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間）の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間から課税事業者（納税義務者）となります。

### 3. 相続による事業承継にかかる消費税の手続きと納税義務者の判定等

課税事業者である個人事業者が年の中で死亡した場合、その相続人は、相続開始を知ってから

4 ヶ月以内に、被相続人の消費税に係る準確定申告書を、被相続人の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、納税事務者の事業を承継した相続人の消費税の免税・課税判定は次のように行います。

①相続があった日の翌日から年末までの期間：納税義務者（免税事業者にはならない）

⇒ 簡易課税制度を選択していた者の事業を承継した場合、相続があった年の末日までに「簡易課税制度選択届出書」を承継者である相続人が提出すれば、その相続があった年の分から承継者（相続人）は簡易課税制度を選択適用できます。

②相続年の翌年又は翌々年：それぞれの年の基準期間（2年前）の相続人と被相続人の課税売上高の合計が1,000万円を超えていれば、その相続人は課税事業者（納税義務者）になります。

⇒ 平成25年1月1日以降に開始する年については、基準期間（2年前）の課税売上高が1,000万円以下であっても、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間の課税売上高が1,000万円を超えていれば、当課税期間から課税事業者（納税義務者）となります。

なお、事業を承継した相続人の簡易課税制度適用の判定基準（基準期間つまり2年前の消費税の課税売上高が5,000万円以下であったかどうか）においては、被相続人と相続人の基準期間の課税売上高を合算して判定するのではなく、相続人のみの基準期間の課税売上高のみで簡易課税制度が選択適用できるか否かを判定します。

小野瀬会計 医業福祉経営専門部

～～～ 税務申告のご相談は最寄の税務署または税理士までお願い致します ～～～